

課 程	初 任 科
教授要目	地 域 警 察 の 警 戒 活 動

担当教官 ○ ○ ○ ○

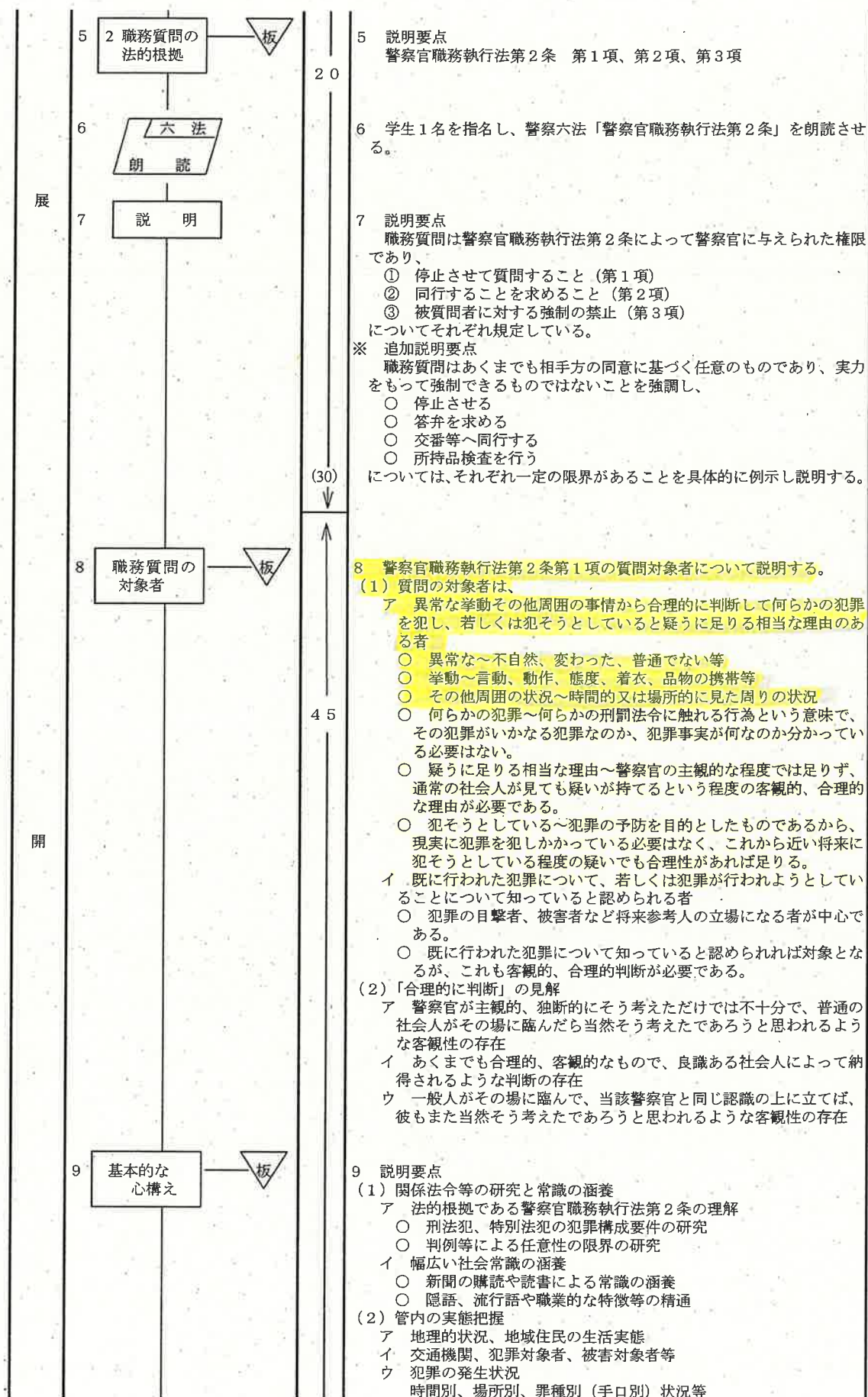
- 1 教授細目 職務質問
- (1) 目 標 職務質問の意義、法的根拠、対象者、実施要領、注意事項、同行要領を修得させる。
- (2) 指導計画 総計7時限（講義3時限、実習4時限）
- 第1時限 職務質問の意義、法的根拠、対象者
- 第2時限 職務質問の実施要領、注意事項、同行及び連行の意義、同行要領
- 第3時限 職務質問技能指導官等による講義
- 第4時限 職務質問指導班等によるロールプレイング方式の実戦的指導（呼び止め、質問要領の実習）
- 第5時限 職務質問指導班等によるロールプレイング方式の実戦的指導（所持品検査の実習）
- 第6～7時限 職務質問指導班等によるロールプレイング方式の実戦的指導（総合的な職務質問の実習）

2 第1時限の指導

- (1) 目 標 職務質問の意義、法的根拠、対象者を理解させる。
- (2) 準 備
- ア 授業前指示事項 「地域警察活動（地域）」、警察六法を持参
- イ 事前準備資器材
- ウ 授業時持参すべきもの アに記載したもの

(3) 指導過程

段階	指 導 の 流 れ 図	時間	指 導 内 容 ・ 指 導 上 の 留 意 点	時
導 入		 10	1 「今までに警察官から声をかけられたことはないか」と質問する。 2 学生を指名し、発表させる。 3 説明要点 学生の発表に応答する。	
展 開		 10	4 説明要点 (1) 職務質問とは、警察官が不審と認めた者に対して質問することであり、警察官が犯罪の予防、捜査、犯人の逮捕等その責務を遂行するために必要な手段として、警察官職務執行法に根拠を有する権限である。 (2) 職務質問は、街頭活動を効果的に推進するうえで最も有効な手段であり、犯罪の検挙や予防に大きな役割を果たしているが、そのやり方いかんでは国民の警察に対する理解と協力が大きく影響を与えることから、職務質問に当たっては常に任意性の確保に努めながら、鋭敏な感覚と細かい観察力を持って、その目的達成に努めなければならない。 (3) 職務質問による年間の検挙件数、そのうち地域警察官の占める割合等、具体的な数字を示して地域警察官の職務質問による検挙の割合がいかに大きいかを印象付けるとともに、職務質問を受けて犯行を思いとどまったという犯罪者の話などを紹介しながら、職務質問は、犯人の検挙だけでなく、犯罪の未然防止のためにも極めて効果的な手段であることを理解させる。	
閉				



展		(3) 職務質問対象者に対する配慮 ア 熱意と誠意ある態度で臨む。 イ 言葉遣いに十分注意する。 ウ 不当な迷惑をかけない。 エ 人権に十分に配慮する。 (4) 受傷事故防止に対する配慮 ア 装備資機材の有効活用を徹底する。 イ [REDACTED] ウ 相手方との間合いを保ち、[REDACTED]油断しない。 エ 警棒を把持して有事の際の効果的な活用に留意する。 オ 相手の挑発に乗ることなく冷静に対処し[REDACTED] カ 拳銃や警棒を奪取されないように注意する。 (5) 冷静沈着な態度の保持 ア 相手から挑発されても冷静沈着に対処する。 イ [REDACTED] (6) 納得される締めくくり ア 不審点が解明された場合は速やかに質問を打ち切る。 イ 僅かな時間でも手間をとらせたことに心から謝意を表す。	
開	(75) ↓		
まとめ	↑ (80) ↓	10 疑問点 11 疑問点に答えるとともに、まとめを行う。	<pre> graph TD 10[質問] --> 11[応答と] 11 --> End([おわり]) </pre>

課 程	初 任 科
教授要目	地 域 警 察 の 警 戒 活 動

担当教官 ○ ○ ○ ○

1 第2時限の指導

(1) 目 標 職務質問の実施要領等を理解させる。

(2) 準 備

ア 授業前指示事項 地域警察活動（地域）、警察六法を持参

イ 事前準備資器材 パワーポイント、パソコン、スクリーン

ウ 授業時持参すべきもの アに記載したもの、PP1～3

(3) 指導過程

段階	指導の流れ図	時間	指導内容・指導上の留意点	備考
導 入		5	1 学生数名を指名し、「不審者とは具体的にどのような者をいうと思うか」と問い掛けて本授業への関心を持たせる。	
展 開		20	2 対象者の発見 (1) 対象者発見上のポイント ア 態度、動作、風体による発見 ○ ○ ○ イ 携帯品による発見 ○ ○ ○ ウ 時間、場所 による発見 ○ ○ ○ エ 車両による発見 ○ ○ ○ ○ ○ ○ (2) 声かけのポイント ア 不審点を感じたら機先を制し、タイミングよく呼び止める。 ○ 一歩前へ踏み出し、躊躇することなく声かけして呼び止め イ 取り、必要により警棒等を直ちに使用できる配慮をして呼び止める。 ウ ○ ○ ○ エ 相手の観察 ○ ○ ○ オ 拒否者に対する措置 ○ 冷静な態度を保ち 	

展

3 4-2
不審点の追及



(25)



4 TP 2、3
4-3
所持品検査



4 5

○ 相手が納得するように説明する

※補足説明

○ 「停止させて」とは、歩行者であればそれと呼び止めて立ち止まらせ、自動車や自転車に乗っている者であれば停車させ、場合によっては降車させることである。

○ 停止のための有形力行使の限界

強制手段に当たらない有形力の行使は、許容される場合があるが状況のいかんを問わず常に許容されるものではなく、必要性、緊急性なども考慮した上で、具体的状況のもとで相当と認められる限度において許容される（最決昭51.3.16）。

・ 必要性～目的達成のため、有形力を行使するほか取るべき手段がない。

・ 緊急性～目的達成のため、今直ちに有形力の行使に踏み切らざるを得ない急迫性がある。

○

3 不審点の追及

(1) 追及（質問）は、ある特定の者に問いを発し、警察官の持っている疑問点等を晴らし、又は警察目的上必要なことを了知することである。これによって、犯罪捜査の端緒を発見し、犯人を検挙し、あるいは犯罪の発生を防止することである。

(2) 具体的な追及（質問）要領

※ 矛盾点を発見するにはどのようなところに着目して質問すれば効果的か、その追及要領について以下の点を例示として説明する。

ア 相手に対する配慮

○ 被疑者扱いをしたととられるような職務質問をしない

○ 相手の立場を考え、市民の面前での職務質問をしない

○ 常に真面目な態度で臨み、相手に応じた言葉遣い等に心がける

○ 職務質問の対象となる者であるかを判断する際には、容姿や服装等の外見のみを根拠とせず、人種、国籍、LGBT 等に対する偏見や差別との誤解を受けないよう、不適切・不用意な言動を厳に慎む。

○ 対象者が外国人であることが判明した場合には、早い段階で身分証明の提示を求めることとし、

イ 相手に応じた納得のいく質問

○

○

○

ウ 相手の観察

○

○

○

○

エ 答弁、携行品からの矛盾点の追及

4 所持品検査

(1) 所持品検査の一般論

○ 所持品の検査は、口頭による質問と密接に関連し、かつ、職務質問の効果をあげるうえで必要、有効性の認められる行為であるから、職務質問に付随してこれを行うことができる場合がある。

○ 所持品検査は、任意の手段である職務質問の付随行為として許容されるのであるから、所持人の承諾を得て、その限度において行うのが原則である。

○ 所持品検査は、犯罪の予防、鎮圧等を目的とする行政警察上の作用であって、流動する各般の警察事象に対応して迅速適正にこれを処理すべき行政警察の責務にかんがみるときは、所持人の承諾のない限り所持品検査が一切許容されないと解するのは相当でなく、捜索に至らない程度の行為は、強制にわたらない限り、所持品検査においても許容される場合がある。

○ 捜索に至らない程度の行為であってもこれを受ける者の権利を害するものであるから、状況のいかんを問わず常に許容されるものでなく、かかる行為は限定的な場合において、所持品検査に必要性、緊急性、これにより害される個人の法益と保護される公共の利益との権衡などを考慮し、具体的状況のもとで相当と認められる限度においてのみ許容される。つまり、所持品検査は、職務質問において

め	おわり	(80) ↓	7 疑問点 8. 質問に答えるとともに、職務質問は、今日の授業で習ったような着眼点を頭に入れた上で、より多く実施してみて、その経験をもとに不審点を見つける目、感覚を更に研ぎ澄ましていくことが重要であることを強調してまとめる。
---	--	-----------	--